

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年 3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第3号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する等の条例の一部の施行期日を定める規則

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する等の条例（平成19年香川県条例第13号）第3条及び第9条の規定の施行期日は、平成19年3月20日とする。